

広島文教大学 GPA 制度取扱要項

(設置)

第1条 この要項は、広島文教大学（以下「本学」という。）における学業成績をはかる指標として、グレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average 以下「GPA」という。）に関し、必要な事項を定める。

(成績評価点)

第2条 成績評価点（以下「GP」という。）は、次の基準により行う。

成績評価	表示	成績	GP
秀	S	90～100点	4.0
優	A	80～89点	3.0
良	B	70～79点	2.0
可	C	60～69点	1.0
不可	D	60点未満	0

- 成績表示が E（失格）の場合、GP 値は 0 とする。
- 成績評価の詳細は、各教員がシラバスに示した方法による。
- 成績表示が「D」となった科目について再試験を受験した場合、従前の成績評価は、再試験後の成績評価の GP に置き換えることとする。
- 第3条に規定する通算 GPA 値が 2.0 未満の学生は、前期では履修登録期間終了まで、後期では履修登録変更期間終了までに、当該学期から卒業するまでの履修について担当チューターによる指導を受け、その内容を所定の履修計画書にまとめ、所属学科長の承認を得て学生サポート課に提出することとする。

(GPA の算出方法)

第3条 GPA には、在学期間を通して算出した通算 GPA、年度ごとに算出した年度 GPA 及び学期ごとに算出した学期 GPA があり、いずれもその計算方法は、次のとおりとし、計算値は、小数点以下第2位を四捨五入して表記する。

$$\frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (算出時に H, I となった単位数を除く.)}}$$

(GPA の対象とならない科目)

第4条 評点を示さず、認定によって単位を修得した科目については、GPA の対象とならないこととする。

(事務)

第5条 GPA に関する事務は、学園統括部学生サポート課が行う。

(細則)

第6条 この要項に定めるもののほか、GPA の取り扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1. この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。
2. 編入学生については、前項の規定にかかわらず、編入する学年の者に準ずる。

附 則

1. この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要項は、平成 21 年度入学生にも適用するものとする。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。